

議案第92号

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 保育料の額を改定し、世田谷区立保育園に係る給食費の額等を定めるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「、」に、「その他」を「並びに区立保育園における給食費（以下「区立保育園給食費」という。）その他」に改める。

第2条第1項第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の規定による」を「に規定する」に改める。

第3条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「、特定教育・保育のうち教育」を「定めるとおりとし、教育」に、「別表第2に定めるとおり」を「零」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第4条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第5条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（区立保育園給食費）

第5条の2 区立保育園を利用する教育・保育給付認定子ども（3歳以上児（特定教育・保育等の利用を開始した年度の初日の前日において3歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）の保護者若しくは扶養義務者又はその教育・保育給付認定子どもは、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、区立保育園給食費を支払わなければならない。

2 区立保育園給食費の1人当たりの月額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 別表第1に掲げる階層区分がA階層からD9階層までに属する世帯 零

(2) 別表第1に掲げる階層区分がD10階層からD30階層までに属する世帯 4,500円

3 月の中途において入園し、又は退園した場合の区立保育園給食費は、これを1月として計算する。

（多子世帯の区立保育園給食費）

第5条の3 前条第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の区立保育園給食費の額は、規則で定めると

ころによる。

第6条中「又は区立保育園延長保育料」を「、区立保育園延長保育料又は区立保育園給食費」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条の見出し中「保育料等の」を削る。

第8条の見出し中「保育園保育料及び区立保育園延長保育料の」を削り、同条中「及び区立保育園延長保育料」を「、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費」に改める。

第9条の見出し中「保育園保育料及び区立保育園延長保育料の」を削り、同条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「又は区立保育園延長保育料」を「、区立保育園延長保育料又は区立保育園給食費」に改める。

第10条の見出し中「保育園保育料の」を削る。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条、第5条の2関係）

世帯の階層区分			保育料の月額（1人につき）		
階層	定義		3歳未満児		3歳以上児
			保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		0円	0円	0円
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	ひとり親等の世帯	0円	0円	0円
B2		ひとり親等の世帯以外の世帯	0円	0円	0円
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円未満である世帯	7,400円	7,300円	0円
D2		所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	9,500円	9,400円	0円
D3		所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	11,300円	11,200円	0円
D4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	18,300円	18,000円	0円
D5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	23,000円	22,700円	0円
D6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	27,000円	26,600円	0円
D7		所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	29,700円	29,200円	0円
D8		所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	32,300円	31,800円	0円
D9		所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	35,700円	35,100円	0円

D 1 0	所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	38,300円	37,700円	0円
D 1 1	所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	40,800円	40,200円	0円
D 1 2	所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	42,800円	42,100円	0円
D 1 3	所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	45,500円	44,800円	0円
D 1 4	所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	47,800円	47,000円	0円
D 1 5	所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	50,000円	49,200円	0円
D 1 6	所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	52,000円	51,200円	0円
D 1 7	所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	53,500円	52,600円	0円
D 1 8	所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	55,500円	54,600円	0円
D 1 9	所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	57,000円	56,100円	0円
D 2 0	所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	58,500円	57,600円	0円
D 2 1	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	61,000円	60,000円	0円
D 2 2	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	64,000円	63,000円	0円

D 2 3	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	67,300円	66,200円	0円
D 2 4	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	70,500円	69,400円	0円
D 2 5	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	73,000円	71,800円	0円
D 2 6	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	74,500円	73,300円	0円
D 2 7	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	76,000円	74,800円	0円
D 2 8	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	77,000円	75,700円	0円
D 2 9	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	78,000円	76,700円	0円
D 3 0	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	79,000円	77,700円	0円

別表第1備考第1項第1号中「次号、第3号及び」を削り、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 3歳以上児 第5条の2第1項に規定する3歳以上児をいう。

別表第1備考第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号ア、ウ及びエ中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同表備考第4項中「又は3歳児」を削り、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表備考第5項及び第6項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「200円」を「0円」に改め、同表備考第1項中「、「3歳児」、「4歳以上児」及び「、3歳児、4歳以上児」を削り、同表備考中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同表備考第7項中「別表第1備考第1項第5号」を「別表第1備考第1項第4号」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第6項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同表を別表第2とする。

2 前項に規定するもののほか、この表において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 3歳児 特定教育・保育等の利用を開始した年度（次号において「当該年度」という。）の初日の前日において3歳に達し、4歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。

(2) 4歳以上児 当該年度の初日の前日において4歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和元年10月以後の

月分の保育料（第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、区立保育園延長保育料（同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。）及び区立保育園給食費（同条に規定する区立保育園給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費については、なお従前の例による。